

9月5日に開催された淀川水系流域委員会説明に対する質問

箕面市 増田 京子

今回の説明は傍聴者発言でも言いましたが、これまでの委員会の提言などの論議を受けて原案が提案されたものとは思えない部分が多々あります。

これからの河川行政は住民と一緒に河川と人の関わりを考えて行かなければ生活者としての安心、安全を作り上げることはできないでしょう。お互いの理解を深めていきたいという思いから質問させていただきます。

質問)

- 1) 休止前の委員会での提言や議論では説明資料 1p にあるように「あらゆる洪水に対応」そして自然現象である洪水に対して「いかなる洪水でも被害を軽減させる。ハード・ソフトの両面においてあらゆる努力」など 2p にも書かれています。具体的にソフト対策とはどのようなことでしょうか。
- 2) またどのようなソフト対策を行ってきたのでしょうか。(6p の危機管理体制の構築もソフトかと思いますがこれ意外に)
- 3) 「ソフト対策はどのような場合にも実施すべき」とありますが、このどのような場合とはどういうことでしょうか。
- 4) 「あらゆる洪水に対応」と言いつつ 2p の計画規模では「河川整備基本方針で対象とする規模」とあります。これは基本高水のことでしょうか。
- 5) 基本高水なら、これまで淀川水系流域委員会で議論してきたことと矛盾するように思います。わかりやすく詳しい説明をして下さい。
- 6) 「全国的なバランス」とはなんでしょうか。これもわかりやすくご説明下さい。
- 7) 「ハードの整備が途中段階でも、計画規模までを意識」とはどういうことでしょうか。
- 8) 高規格堤防とはスーパー堤防のことですが、これが自然環境におよぼす影響はどのようなものでしょうか。
- 9) 今回特に目に付くのが、「中上流と下流とのバランス」「上下流・本支川間のバランス」など「バランス」という言葉が頻繁に使われますが、これまではあまり強調されていなかったと記憶しますが、どのような経過でこのようになったのかでしょうか。
- 10) 浸水被害の多い地域の家屋に対してはどのような対策が取られたのでしょうか。
- 11) ハード、ソフト面どちらにしても省庁間の壁を超えなければできないことが多々あります。省庁間の議論はどのようにされているのでしょうか。これまでの経過と結果をお聞かせ下さい。